

## 常願寺川水系流域委員会 設立趣意書

平成9年の河川法改正により、河川整備の長期的な目標を示す「河川整備基本方針」と、河川整備基本方針に即し具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定されました。特に、河川整備計画の策定に際しては、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入されました。

常願寺川水系においては、平成17年11月に「常願寺川水系河川整備基本方針」を策定し、これを受け、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「常願寺川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、「河川整備計画」という。）を平成21年11月に策定しました。

この河川整備計画に基づき、今日まで治水・利水・環境に関する施策を実施しているところです。

今般、河川整備計画策定から10年以上経過し、その事業が進捗してきたこと、近年の豪雨災害で明らかとなった課題への新たな施策の取組が進められている状況を踏まえ、河川整備計画策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者等の意見を聴くことを目的として「常願寺川水系流域委員会」を設立するものです。



# 常願寺川水系流域委員会 規約

## (名称)

第1条 本会は、「常願寺川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、常願寺川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、「河川整備計画」という。）策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容について点検した結果に関して意見を述べる。

- 2 委員会は、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2 第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 委員会は、河川整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

## (組織等)

第3条 委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

## (委員長)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

## (委員会)

第5条 委員会の招集は、局長より委任された富山河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）が行うものとする。

- 2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

## (情報公開)

第6条 委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、北陸地方整備局富山河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(施行期日)

附則 本規約は、令和5年9月29日より施行する。

## 常願寺川水系流域委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	備考
飯野 恵子	飯野恵子税理士事務所 代表	
稻村 修	魚津水族館 前館長	
井ノ口 宗成	富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授	
太田 道人	富山市科学博物館 専門官	
大森 義晴	北陸電力(株) 再生可能エネルギー部 副部長	
北岡 勝	富山市自治振興連絡協議会 会長	
鈴木 洋之	北海学園大学 工学部 社会環境工学科 教授	
手計 太一	中央大学 理工学部 都市環境学科 教授	
永森 雅之	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事	
平松 晋也	信州大学 特任教授	
福岡 捷二	中央大学研究開発機構 教授	
山越 哲也	富山県教育委員会小中学校課 主任指導主事	

敬称略、五十音順



# 常願寺川水系流域委員会 公開規定

## 第1条（目的）

本規定は、常願寺川水系流域委員会規約第6条に基づき、常願寺川水系流域委員会（以下「委員会」という。）の公開方法を定めるものである。

## 第2条（委員会開催の通知）

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、富山河川国道事務所ウェブサイト等により一般に周知する。

## 第3条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

## 第4条（資料の配付）

委員会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

## 第5条（資料の公開）

委員会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は委員会が終了後速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後ウェブサイトにて公表する。

なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

## 第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

## （施行期日）

附則 本規定は、令和5年9月29日より施行する。



# 常願寺川水系流域委員会 傍聴規定

## 第1条（目的）

本規定は、常願寺川水系流域委員会公開規定第3条に基づき、常願寺川水系流域委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

## 第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の30分前からとする。

## 第3条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、委員会の開始までとし、委員会の開始後の入室は原則認めない。

なお、傍聴人以外の入室は認めない。

## 第4条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ①委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ②委員会の録音をしてはならない。
- ③発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
- ⑤プラカードの掲示や、はちまき、腕章の類の着用等、示威的と認められる行為をしてはならない。
- ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

## 第5条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

## 第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

（施行期日）

附則 本規定は、令和5年9月29日より施行する。